

防衛省における令和8年2月28日以前に契約を締結した建設コンサルタント業務等について

防衛省が発注する建設コンサルタント業務等（以下「業務」という。）に係る業務費の算出につきましては、国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

今般、国土交通省が公表した「令和8年度設計業務委託等技術者単価」（以下「新単価」という。）は、旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては令和8年3月1日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしましたのでお知らせいたします。

なお、令和8年2月28日以前に契約を締結した業務につきましては、設計等技術業務委託契約書第30条の2第5項又は事業監理業務委託契約書第21条の2第5項の規定に基づき、当局に対し業務委託料の変更について一定条件の下で協議を請求することができますので監督官と調整をお願いします。

上記について、ご不明な点がございましたら、以下までお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】

近畿中部防衛局 調達部 調達計画課
課長補佐（総務・企画）
TEL 06-6945-4976